

# 森林政策学

森林に関わる法律

日時：平成21年9月23日（水） 10:00～12:00

講師：小林 紀之（日本大学大学院法務研究科教授）

## 概況

---

### 1 わが国の京都議定書目標達成計画と森林吸収源の問題

わが国は、京都議定書により、6%の二酸化炭素の減を約束。そのうち適正な森林経営(間伐の推進、保安林の整備)による吸収として3.9%が期待されており、国においては森林吸収源10ヵ年対策として年55万haの間伐が計画されている。

しかし、森林整備には課題が多い。

- ・採算性の低下、山村地域(担い手)の高齢化、森林境界の不明確
- ・間伐をしても利用されない。(切捨て間伐)
- ・伐採(皆伐)をしても、植えない。(売り上げから植栽・保育コストが出ない)

### 2 森林計画制度

国が全国計画を立て、県、市町村、森林所有者(任意)の順で、それぞれ上位計画に基づいて立てる。

森林法による伐採届出制度があり、伐採後は植栽が義務付けられているが、罰則がゆるいため、再造林(植栽)放棄地が出ている。

森林は、「緑の社会資本」として位置づけられ、所有者だけに、その整備を押し付けられない。このような植栽放棄地の問題は、地域全体で取組むため協議会のようなものを設置し、対応している例がある。(所有者、森林組合、行政、NPO、企業等による)

### 3 自然環境、生物多様性に関する用語の概念、定義

#### (1)自然の保全、保存、保護、修復

保全：自然を管理して合理的に利用するという趣旨

保存：現状を変化させない。人為を加えない。

保護：広く自然を守っていく行為全般を言い表す。

修復：一旦壊れた自然をもとの「正常な健全な」状態に戻すこと。

(2)生物の多様性：すべての生物の間の変異性をいうものとし、①種内の多様性、②種間の多様性、③生態系の多様性を含む。

#### 4 米国とわが国での自然の権利訴訟

米国では、「絶滅の恐れのある種の保存法」により自然の種に訴訟の権利を認めており、市民団体等が代理で訴訟が起こせる。わが国は、自然の種には「当事者能力」がないとして、認められていない。(原告適格が認められない)

#### 5 自然・文化環境保全法の特徴

現代環境法と生態系保全

景観保全から生態系の多様性重視の方向へ。生態系保全を中心的政策としている。